

## 第 11 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 25 日（火）午前 9 時 35 分から 9 時 58 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎			
農業委員	2 番	砂坂 浩一郎	3 番	高田 真盛	
	4 番	黒木 りか	5 番	小山 幸良	
	6 番	中之藪 堅二郎	7 番	寺内 秀昭	
	8 番	福 富久	9 番	中畠 一三	
	1 0 番	上山 幸夫			

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	野里 一則
ハ.	片板 大作		

### 4. 欠席委員

農業委員	1 番	久保田 力雄
------	-----	--------

#### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ハ.	上妻 亜紀
へ.	雨田 俊哉	ト.	原田 晃生
チ.	小脇 尚武		

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 6 年度第 11 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 6 年度第 3 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの

## 判断について

### 議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生 幸一
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

総合農政課 農業政策推進担当補佐 小川 浩輝

#### 7. 会議の概要

- 事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。  
農業委員議席番号1番 久保田力雄委員。  
農地利用最適化推進委員の小脇尚武推進委員、崎田善昭推進委員、原田  
晃生推進委員。雨田俊哉推進委員。上妻亜紀推進委員であります。  
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立し  
ていることを報告いたします。
- 議長 長 ただ今から、第11回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。  
（「はい。」の声あり。）
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号11番 牛野  
進一郎委員、3番 高田真盛委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条  
第1項の規定による令和6年度第11号農用地利用集積計画（案）に対する  
意見決定について、を議題にします。  
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。農地集積支援  
員。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。  
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。  
令和6年6月28日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権1件を  
定めたいので承認を求めるものです。  
資料は3ページをご覧ください。  
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月  
日は令和6年6月28日、始期が令和6年7月1日、終期が令和16年6月  
30日で、存続期間を10年とする再設定の1件です。農地の合計面積は、  
畑が1筆の●●㎡となります。  
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたしま

す。

整理番号 1 番。利用権を設定する者は、静岡県磐田市〇〇××番地 A・68 歳。利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・40 歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目が畑、面積が●●㎡になります。牧草を作付けします。権利の種類は賃借権、賃借料は年間〇万円で口座振込、期間が 10 年の再設定となります。図面は 5 ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積計画（案）について、賃借権 1 件の承認を求めます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第 1 号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 6 年度第 3 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。

事務局。

事務局 資料の 7 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 3 件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料の 8 ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 5 年間で 2 件、令和 6 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日までの 10 年間で 1 件の合計 3 件です。

資料は 9 ページ、内訳書になります。

整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、C・53 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・78 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は年〇万

円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は10ページに添付しております。

整理番号2番、霧島市〇〇番××号、E・94歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Fが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目は全て畑、面積は2筆合計●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は2筆合計年〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は11ページから添付しております。

整理番号3番、南種子町〇〇××番、G・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H・66歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡でWCSを耕作します。賃借料は10アール当り〇千円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は13ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第2号の農用地利用集積等促進計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第2号について、質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：I、譲受人：Jを議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。  
事務局。

事務局 14ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求められるもので、所有権移転1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は16ページから添付しています。  
この件につきましては、6月10日の現地調査により耕作等について確認しております。  
以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番　6番委員。

6番委員　　今回の件はIさんとJさんは親戚関係ではありません。Jさんの自宅に隣接しているということで以前から話があり、Jさんは許可後、耕耘し耕作を開始します。現場は少し荒れていますが、Jさんはこれから機械を入れて整地した上で、家庭菜園としてカボチャなど作付けしたい意向のようです。

議長　　以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長　　異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長　　議案第4号　農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：K、譲受人：L、を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。  
事務局。

事務局　　資料の21ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、西之表市〇〇××番地　K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地　Lです。

土地の所在は、〇〇字▽▽××番の一部で、地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和6年7月から令和6年12月までの6ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇万円、土地造成費〇〇万円、居宅の建築費〇〇万円、倉庫〇〇万円の合計〇〇万円となっており、全て融資で賄うものです。

転用目的は、一般住宅・倉庫です。

転用事由の詳細としましては、「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきたため、当該地を買い受け、一般住宅を建築するもの」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は集落が広がっており、西側町道に面しております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として幅1.2m程度の緑地・緩衝地を設ける。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は22ページから添付しております。

この件につきましては、6月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、6番委員。

6番委員 　　それでは説明します。KさんとLさんは親戚関係でございません。友人を介してこの土地を紹介してもらったとのこと。Lさんは現在〇〇に勤めております。現在の借家が子供も成長し手狭になってきたため、当該地を買い受け、一般住宅を建設するためとのこと。

面積が一般住宅としては●●㎡とオーバーしていますが、申請地が特殊な形状であり、これを有効活用するためとのこと。

議 長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。（「はい。」の声あり）

議 長 　　はい。2番委員。

2番委員 　　地図を見ると畑の一部にかなり長い引込道路を設けて、その後に宅地が続いてる形になりますが、もっと手前に計画しても良かったのでは。

議 長 　　事務局、説明をお願いします。

事 務 局 　　私がお答えします。居宅の建設を希望されるところが、元々の畑の形が変わったというか、直線的ではない形でありますので、できるだけ残る土

地をできるだけ綺麗な形で残したいということで、畑の奥に入り込んだところに計画を立てたという次第です。それでそういった形になりました。よろしいですか。

議 長  
2 番委員  
議 長

はい。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：島間地内 13 筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第 5 号の説明をお願いします。事務局。

事 務 局

資料の 30 ページをお開きください。

議案第 5 号は農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号 1 番、台帳所有者が鹿児島県鹿児島市〇〇×× M。

土地の所在は南種子町〇〇字▽▽××番、地目は畑、地積は●●㎡。ほか田が 1 筆、畑が 11 筆で、合計 13 筆。地積合計は●●㎡になります。参考資料として 32 ページから現地調査の図面を添付しております。

この 13 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、6 月 10 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第 5 号については、原案のとおり決定しました。

議長 議案第6号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地利用計画変更 を議題にします。

それでは、事務局より議案第6号の説明をお願いします。

総合農政課 農業政策推進担当補佐。

総合農政課 資料36ページをお開きください。

議案第6号について、ご説明をいたします。

議案第6号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。

今回の変更につきましては、農用地区域からの除外の1件ということになります。

申請者は、N氏で変更しようとする土地は、〇〇字▽▽××番の一部でございます。除外面積は5.79アールであり、変更後の用途は一般住宅用宅地であります。

詳細につきましては、40ページからの添付の資料をお目通し願います。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第6号については、原案のとおり決定しました。

議長 以上で、第11回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。